

日野町生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(平成11年3月25日告示第24号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進することにより、ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、生ごみ処理容器（以下「容器」という。）を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。（以下「規則」という。））に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の交付対象者)

第2条 前条に規定する補助（以下「補助金」という。）は、次の各号のすべてに該当する個人（以下「補助事業者」という。）に対して交付するものとする。

- ① 本町に住所を有する者
- ② 次条に規定する容器を本町の区域内に設置する者
- ③ 容器をその用法に従い使用し、適切な管理が行える者

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- ① 家庭の台所等から生じる生ごみ等（以下「生ごみ等」という。）の分量を減少させるものであること。ただし、生ごみ等を単に粉砕するものを除く
- ② 生ごみ等を再資源化できるものに転換するもの等であること
- ③ 耐久性があり、かつ衛生的なものであること
- ④ 容器は、当年度購入のものに限る

(補助金の交付額等)

第4条 1個当たりの補助金の交付額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- ① 生ごみ処理容器補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）
- ② その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第6条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第17条の規定に基づき、既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- ① この要綱に違反したとき
- ② 偽り、その他不正な行為があったとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成13年告示第66号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の日野町生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則（平成16年告示第33号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平16告示33・全改）

| 補助の対象         | 補助金額                               | 補助限度額   |
|---------------|------------------------------------|---------|
| 容器（非電気式）      | 購入価格の2分の1以内の額に相当する額<br>（100円未満切捨て） | 5,000円  |
| 容器（電気式またはエコ式） | 購入価格の2分の1以内の額に相当する額<br>（100円未満切捨て） | 20,000円 |

備考 エコ式とは、電気を使わず自然の力で生ごみを堆肥化させる高性能の処理容器による方式をいう。